

別紙

建物の構造概要及び平面図	用 途		構 造 概 要				建 物 の 面 積	
	棟						平方米	
	棟							
	棟							
	棟							
	平 面 図	別添のとおり 各室の用途及び病室については一般(赤)精神(青)結核(緑)感染症(黄)の色別に表示すること。						
診 察 室	診 察 室 名	室 面 積	処置室兼用の場合はその部分	暖 房 の 種 類	診 察 室 名	室 面 積	処置室兼用の場合はその部分	暖 房 の 種 類
	科	平方米	平方米		科	平方米	平方米	
	科				科			
	科				科			
	科				科			
	聴 力 検 査 室	有 無 平方米		眼科暗室	有 無 平方米		小児科特別診察室	有 無 平方米

手術室			室面積	構造			照明	手術台	給水設備	暖房の種別	防蠅設備
			平方米	床	壁	天井					
	大手術室							台	個所		
	小手術室										
	準備室										
浴室		有無 平方米	滅菌手洗装置の有無		手術用被服繃帯材料機械器具の消毒設備						
処置室 (診察室兼用の場合を除く)	処置室名	室面積	暖房の種別	給水設備	処置室名	室面積	暖房の種別	給水設備			
	科	平方米			科	平方米					
	科				科						
	科				科						
臨床検査室 その他検査試験研究施設	名称	室面積	防蠅設備	給水設備	名称	室面積	防蠅設備	給水設備			
		平方米				平方米					
エックス線装置	個定の別		用途 (撮影治療 歯科の別)			製作者	型式	エックス線管回路最大電圧			

エックス線装置及びエックス線診療室	エックス線診療室	室面積		室内の構造概要及び防護施設の状況						暖房の種別		
		平方米										
		操作室		有無 平方米		事務室		有無 平方米		暗室		給水設備 平方米
調剤所	室面積	採光面積	直接所気 解放面積	麻薬金庫 の有無	冷暗所の面積及 び構造		給水設備		備付天秤		投薬瓶の消毒 設備	
	平方米	平方米	平方米									
消毒施設	室面積	消毒室の構造概要			消毒方法及び設備							
					SK式消毒設置		フオルマリン 簡易消毒装置		その他			
	平方米											
給食施設	調理場	面積		平方米		特別調理室		平方米				
		床の構造				冷蔵庫						
		採光通風の状況				野菜消毒設備						
		防蠅設備		窓		入口		給水設備				
				直下式炊事の場合は防火設備								
	倉庫	主食類		平方米		調味料類		平方米		野菜類		平方米
	従業員設 施	事務室		平方米		給食職員の専用便所						
		更衣休憩室		平方米		宿直室						

	配膳室	配膳室の名称 又は設置場所	室面積	食器消毒設 備及び方法	食器洗 滌設備	食器格 納設備	温 食 設 備	防 蠅 設 備	防 火 設 備	
			平方米							
	職員食堂	平方米			患者食堂	平方米				
給 水 施 設	棟 別	給水施設を有する室及 び場所の名称		棟 別	給水施設を有する室 及び場所の名称		棟 別	給水施設を有する室及 び場所の名称		
洗 たく 設 備	室 面 積		構 造 概 要		洗 たく 設 備		乾 燥 設 備 そ の 他			
	平方米									
汚 物 処 理 施 設	構 造 概 要					防 蠅 施 設	結核病室のある場合は喀痰の処理 施設又は処理方法			
	焼 却 炉	浄 化 槽	汚 物 溜	そ の 他						
分 べ ん 室 及 び 新 生 児 入 浴 施 設	分 べ ん 室				新 生 児 入 浴 施 設					
	室 面 積	構 造 設 備	給 水 設 備	暖 房 の 種 別	防 蠅 設 備	室 面 積	構 造 設 備	給 水 (湯) 設 備	暖 房 の 種 別	防 蠅 設 備
	平方米					平方米				

その他の施設	院長室	平方米	待合室		平方米	
	事務室			棟		
	応接室			棟		
	医局			棟		
	会議室			棟		
	図書室			倉庫		
	事務当直室			職員用	男子用	
	外来受付室				女子用	
	解剖室				男女共用	
	霊安室			患者用	男子用	
	中央材料室				女子用	
	売店				男女共用	

	収容人員		宿舍の位置		構造概要	
看護師 宿舍	居室	室	図書室	平方米	食堂	平方米
	娯楽室	平方米	浴室		洗面洗たく室	
	夜勤室		応接室		便所	便器数
精神、結核又は感染症病室がある場合、特に設ける施設又は設備	他の部分に対する危害防止又は病毒感染予防上必要な遮断					
	精神病室の看護上必要な施設について					
	結核又は感染症病室がある場合は医療法施行細則第20条第7号に掲げるもの以外の必要な消毒設備					

注 一部使用許可の場合は該当部分のみを記載のこと。